

令和5年度第4回  
朝霞市外部評価委員会議事録

令和5年7月20日

政策企画課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第4回 朝霞市外部評価委員会	
開催日時	令和5年7月20日（木）	午前10時00分から 午前11時12分まで
開催場所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項	なし	

朝霞市外部評価委員会

令和5年7月20日(木)  
午前10時00分から  
午前11時12分まで  
朝霞市役所別館2階 全員協議会室

- 1 開 会
- 2 議 事  
(1) 外部評価「自然・環境に恵まれたまち」
- 3 その他
- 4 閉 会

---

出席委員(10人)

会	長	知識経験者	花 輪 宗 命
副	会 長	知識経験者	長谷川 清
委	員	市議会議員	大 橋 正 好
委	員	市議会議員	岡 崎 和 広
委	員	知識経験者	小 島 真知子
委	員	知識経験者	宮 澤 謙 介
委	員	関係団体	小 寺 仁
委	員	公募市民	青 山 真 弓
委	員	公募市民	菅 沼 法 雄
委	員	公募市民	渡 邊 陽 子

欠席委員(2人)

委	員	公募市民	大 幡 誠 也
委	員	関係団体	龍 口 隆 二

---

---

担当課（6人）

担	当	課	環境推進課長	石井隆行
担	当	課	資源リサイクル課長	大瀧一彦
担	当	課	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長	宇野康幸
担	当	課	みどり公園課長補佐	松下俊一
担	当	課	同課みどり公園係長	高橋大輔
担	当	課	文化財課長	赤澤由美子

---

事務局（6人）

事	務	局	市長公室長	稲葉竜哉
事	務	局	政策企画課長	櫻井正樹
事	務	局	同課主幹兼課長補佐	齋藤欣延
事	務	局	同課政策企画係長	福田幸世
事	務	局	同課同係主事	横田康平
事	務	局	同課同係主事	伊藤舞香

---

会議資料

- ・朝霞市外部評価委員会（第4回）次第
- ・【4-1】 外部評価シート（自然・環境に恵まれたまち）
- ・【4-2】 施策評価シート
- ・【4-3】 令和5年度外部評価委員会（第4回）事前質問票（自然・環境）【回答入り】

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○事務局・福田係長

それでは定刻となりましたので、令和5年度朝霞市外部評価委員会第4回の会議を始めます。

大幡委員がまだお見えになっていませんが、龍口委員から欠席の連絡をいただいています。

まず資料の確認をします。本日の会議では、事前にお送りした【資料4-1】外部評価シート、【資料4-2】施策評価シート、追加資料として郵送しました【資料4-3】事前質問と回答及びその関連資料を使用します。

次に、会議開催にあたり一点お願いがございます。会議録を作成する都合上、発言されるときは、挙手をしていただき、会長に指名されてから御発言ください。

それでは会議の議事進行を花輪会長に進めていただきます。よろしくお願いいたします。

○花輪会長

皆さん、こんにちは。この会議は、指針に基づき、原則公開としていますので、今は傍聴の方はいませんが、会議の途中でいらっしゃったら傍聴していただきます。あらかじめ御了承ください。

これまでの進め方としては、事前質問を出していただいた方の意見をテーマに、皆さんの意見をいただいていたのですが、その方法ですと、限られた方の御意見となってしまいかねないので、事前質問をいただいている方も含めて、皆様の意見を伺うようにしたいので、御協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

本日の議題は外部評価「自然・環境に恵まれたまち」です。本日の会議の趣旨につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局・横田主事

本日の会議についてですが、議題1、外部評価「自然・環境に恵まれたまち」について、施策ごとに意見交換を行います。また、事前に興味があるテーマとして御回答いただいた内容についても、関連する施策の中で意見交換を行っていただきます。

本日担当課として、環境推進課、資源リサイクル課、まちづくり推進課、みどり公園課、文化財課が出席しています。

意見交換にあたっては、「自然・環境に恵まれたまち」を実現するために必要な取り組みが行われているか、市の取り組みの方向性が市民ニーズに合致しているかどうか、という視点から御意見をいただければと存じます。

○花輪会長

それでは、資料4-3、施策3-4-1についてです。青山委員から、旧高橋家住宅などの活用についての御意見をいただいています。青山委員、何かありますか。

○青山委員

富士見市の難波田城公園を訪れたときに、旧住宅が活用されていて、親子で来ているなど、とても良いスペースだと思いました。文化財にはなかなか親しみが持てないところもあると思うので、お菓子や飲み物の販売などがあると、いろいろな方が訪れやすいのではないかと思います。ぜひ検討していただけたらと思います。

○花輪会長

文化財課の回答は理解したので、ぜひその方向で検討してくださいということですね。

長谷川副会長、何かありますか。

○長谷川副会長

文化財というのは地域経済を考える上でも非常に重要な要素です。文化財を増やすことによって観光を活性化させ、その地域の経済を元気にしたいと努力している地域がたくさんあります。

文化財課の回答は、市の所有する土地での物品の販売の検討ということですが、文化財保護法の規定を踏まえた回答なのでしょうか。

旧高橋家住宅が重要文化財に指定されたのは平成13年の11月です。文化財に指定された際の要件としては、旧高橋家住宅が関東地方における18世紀前期にさかのぼる古民家としての価値が高いということで、この建物自体に、非常に高い評価がなされています。

宅地についての言及もあり、宅地は附属施設を残し畑や家屋の環境も良好で、全体として武蔵野台地の農家の構成を伝えており、あわせて保存する、ということが記載されています。ということは、

この文化財は建物だけではなくて、その敷地にも指定が及んでいると私は理解をしています。

そういった理由で、文化財課の回答では市の所有する宅地での販売の検討ということですが、市がどこまでここに関与できるのかという疑問を持っています。

念のため、文化財保護法の施行令を確認すると、第5条の3に、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととすると書いてありまして、その1に建物である文化財と一体のものとして、当該文化財に指定された土地その他の物件の現状変更等と書いてあります。

つまり、土地について手を加えることについては、県の教育委員会の審議を経なければいけません。そういった意味で、今回の文化財課のお答えは、少し親切心が足りないのかなという印象を受けています。私の理解が間違っているようであればよろしいのですが、これに対して御意見があればお聞かせください。

○花輪会長

今の長谷川副会長の御意見に対して、赤澤課長、何かありますか。

○担当課・赤澤文化財課長

青山委員からの、市民が文化財に身近に接する機会が増えるのではないかという視点での御意見、ありがとうございます。

長谷川副会長のおっしゃる通り、旧高橋家住宅については、国の指定する重要文化財なので、県や国に相談の上いろいろなことを行っています。御意見をいただいた、食品等の販売についても最終的に行う場合には、実際に県や国に相談します。

事例として青山委員から挙げていただいた富士見市のものについては、市指定の文化財3棟が公園の中に移設されていて、地元の市民グループがそちらで販売をされていると伺っています。また、和光市でも同様にされていますが、そういったことが国指定の重要文化財でできるのかという点も不明のため、まずは、調査しますという回答になってしまったことは申し訳ございません。

実際は重要文化財で行うことについては、県や国に相談の上で進めていくということが大前提です。

また、現状、重要文化財旧高橋家住宅については、周りを囲む市民グループが特にいらっしゃらなくて、直営で市民のボランティアの方に維持管理についていろいろ御協力をいただいています。そういった団体さんからのお申し出があって、富士見市は販売を行っていて、和光市は市民団体に委託をされているというふうに伺っています。

そういった団体がいない状態からの検討だったので、回答の方が不案内になってしまい、申し訳ございません。

○花輪会長

長谷川副会長、何かありますか。

○長谷川副会長

いずれにしても、国指定の文化財ですので、その重要性というのをしっかりと御認識いただきたいと存じます。また、地域の方々についても、PRというと少し一般的すぎるのですが、その価値を保存していくという役割は、市役所だけではなくて地域の方々にも、責務が課せられているはずで

旧高橋家住宅については、国の財政資金が投入されているはずなので、その現実をちゃんと踏まえて慎重に対応していただく必要があると理解しております。

○花輪会長

長谷川副会長ありがとうございました。

私も青山委員の御質問の趣旨は非常にいいなと思ったのですが、先ほどの赤澤課長の御回答でも、地域の住民の協力を得られたらということで、要するに国の財産ではあるものの親しみが持てるような施設にする方法を考えて導入していくということでした。

国の財産であると同時に市民の財産なので、特にこれからの子どもたちに朝霞市はこういう歴史があるんだ、と愛着や親しみを持ってもらえるような、施設運営をお願いしたいと思います。

それでは次の施策411に移ります。

菅沼委員から質問をいただいています、何かありますか。

○菅沼委員

あずま南地区は令和4年9月20日に市街化区域に変更になったということですが、その前からあった残土処理業者などは、規制の対象外ということですか。

○花輪会長

まちづくり推進課長、お願いします。

○担当課・宇野審議監兼まちづくり推進課長

くみまちモールの近くにあるあずま南地区というのが、具体的にどの辺りを指すのか、はっきりわからなかったのですが、あずま南地区は広範囲に渡っていて、カインズのモールがある東側も東耕地と言われるところで、そこから内間木側の254号バイパスの方に寄ったところも東耕地と呼んでいます。

回答に記載しましたのは、くみまちモールの東側に位置する土地で、そこについては、令和4年9月20日に市街化区域に編入して、今後各種事業を行う予定です。基本的には254バイパスに近いという交通至便性が良いことから、工業系の区画整理を目指すところで、イメージしやすいものと、圏央道やインターの近くにアマゾンの倉庫のような物流倉庫があると思いますが、それが基本的にメインになります。もともと住宅も何軒かありまして、既存で建っている方の建築は認めていますけれども、新たな立地は認めないという計画を定めていますので、基本的に回答の地区について残土置き場が新たにできるということはありません。

○花輪会長

菅原委員お願いします。

○菅沼委員

他にもう1点気になることがあるのですが、産廃業者が焼却炉を設置していて、ちょうど九小の横に焼却炉の煙突が立っています。その煙突からの煙に対して何度か市の担当にお電話したのですが、県の許可を得て焼却炉を設置していれば、市からはどうしても指導といったことはできないと言われてまして、それでは仕方がないかなとは思ったのですが、市の条例などで、もっと厳しく規制することはできないのでしょうか。

児童がたくさんいる校庭の中に煙がたくさん流れ込みます。学校側がそれを良しとしているのか、気づいていないのか定かではないのですが、市でできることはありませんか。

○花輪会長

石井環境推進課長、お願いします。

○担当課・石井環境推進課長

焼却炉についてですが、確かに菅沼委員がおっしゃるように、埼玉県が所管となっています。埼玉県で許可を受けることになっているのですが、市民の方から市に相談等をいただいた場合には、我々が現地に行きまして、どういう焼却炉がついているのか、煙や被害の状況はどうかというのは確認させていただき、その情報を県の西部環境事務所に提供し、対応するようにしています。

焼却炉については、県の条例で様々な規格や条件、許可の基準がありますので、それよりも規制をするような条例を市で作るということは、現在のところは考えていませんが、御相談があった場合には、県と連携をしながら対応を図っていきたいというふうに考えています。

○花輪会長

菅沼委員、現場の実情も踏まえた問題提起ありがとうございました。環境推進課の回答についていかがですか。

○菅沼委員

県との兼ね合いの問題が多々あると思いますので、どうしても市の方は弱い立場にならざるを得ないのかなと思います。頑張ってくださいありがとうございます。

○花輪会長

外部評価委員会に長く参加していると、特に議題となりやすいのが、道路や文化財、地域の環境問題です。それに対するや所管課の回答は、それは国や県の所管ですというものです。

地域の住民から施設のあり方や使い方について要望があった場合、所管が違う場合であっても、市としては対応できないので、国や県に御意見は伝えますという回答がこれまでも見受けられました。

先ほどの菅沼委員や青山委員の御意見も含めて、岡崎委員から何かありますか。

○岡崎委員

私としては、朝霞市はとても丁寧に対応しているという印象があります。わかりやすい例で言うと、例えば信号機の設置については朝霞警察の管轄ですが、市民からここに信号機を設置してほしいという要望が結構あると思うのですが、そちらにも真摯に対応していただいて、県の公安にも話をいただいているので、大変感謝しています。

今後もそういった市民の声を反映していただいて、県と国と連携をとりながらやっていただけたらいいのかなと思います。

○花輪会長

ありがとうございます。

所管が別の場合であっても、市民の問題として扱うという基本的なスタンスについて、外部評価委員会から要望があったという形で残していただけたらと思います。

他に御意見等ある方はいらっしゃいますか。

青山委員、御発言どうぞ。

○青山委員

猫の糞被害のことで、発言させてください。

近隣に猫を5匹ほど飼っていらっしゃる方がいます。その方の近隣の家に糞被害があったので、朝霞市役所に電話をしたところ、個人の方には、市からは注意ができないので、直接お話をしてくださいという回答でした。

私は朝霞市と志木市の市境に住んでいるので、志木市役所の方にお電話をしたところ、埼玉県動物指導センターに相談してみたらいいということをお聞きし、連絡したところ、埼玉県の担当者に来ていただいてそこから少し良くなったということがありました。

朝霞市に問い合わせた際に志木市と同じような回答がいただけていればよかったですと思いました。

○担当課・石井環境推進課長

飼い主のマナーを向上させるための周知啓発等に努めていますが、実際に猫に餌をあげる人がいて困っているというようにお話をいただいた場合には、現地に向い、餌をあげている方と、餌のあげ方についてお話ししたり、個人で餌をあげるのではなく、団体に入って活動をしていただくよう提案したりしています。

県の指導についての情報は今後、収集していきたいと思います。

○青山委員

市民団体の方も関わってくださるのですか。

○担当課・石井環境推進課長

猫による被害などの地域の御事情をお話しすると、団体の方がその地域に罿を仕掛け、確保した猫に不妊・去勢手術を行い、また地域に戻すという活動を行ってくださっています。

○青山委員

そのような情報を広報に載せていただくといいと思います。

○担当課・石井環境推進課長

ホームページや環境推進課のTwitterなどで発信しているのですが、まだまだ足りないということがありますので、周知啓発の方法について、検討させていただければと思います。

○花輪会長

それでは施策412に移ります。

渡邊委員からリサイクルプラザについて質問をいただきましたが、回答を受けて何かありますか。

○渡邊委員

御回答ありがとうございます。今まさに、時代がリサイクルという方向に動いていて、セカンドリユースのお店がたくさんあって、すごく人気が出ているところです。

先日、リサイクルプラザに行ったときに、立派な建物だったのですが、中の様子を見てみると、あまり売れそうにない物が置かれていたり、もう廃棄じゃないかみたいなのが置かれていたり、これをどなたが買いにくるのか、そしてその品物を維持するためのこのスペースは何だろうと思ってしまいました。民間のお店もある中で、市がこうしたことをするのであれば、やり方を見直す必要があると思います。

そうした中で、ランドセルのリユースや、スクールグッズシェアリングという企画は、とてもいいと思います。こういうリサイクルの場を作るのであればテーマを絞って、今月はベビー用品がありません、今月はスクール用品がありますというふうにすると、市の施設を使ってやる意義が上がり、それを広報に載せれば必要な人が集まり、もっと活気のあるものになるのではないかと思います。

使い古した色鉛筆を置いておくよりは、何かテーマを絞った方が有効的なのではないのかな、それをしないときには、子どもたちの室内の遊び場にしてみてもいいのではないかな、というぐらいもったいない場という印象を受けました。

ただ、私は毎日行っているわけではなく、デジタル品を廃棄しに行き、たまたま見た状況で悪いように書いてしまったのは申し訳ないなと思ったのですが、もっと有効な使い方があるのではないのかなと思いました。

リユースならば高く買ってくれるところに持っていき、欲しい人は少しでも良いものを求めてそ

の業者に行くということで、市の施設としてやるのであれば、もっと違うアプローチがあるのではないのかなというのが私の意見です。

それから御回答の中に、これまでに862点の学用品を収集して433点お渡ししていますとありますが、残ったものはどのようにしているのかお答えいただければと思います。

○花輪会長

ありがとうございます。

資源リサイクル課から回答をお願いします。

○担当課・大瀧資源リサイクル課長

リサイクルプラザの有効活用につきましては、先日、別の市民の方からもお話をいただき、リサイクルプラザ運営協議会と話し合いをしながら、展示の仕方を改めることなどを考えております。特に2階が閑散としている雰囲気もあるので、今御指摘いただきましたようにテーマを絞って展示を行うなどやり方を具体的にこれから話し合っていこうと考えているので、もう少しお待ちいただければと思います。

また、スクールグッズシェアリングの関係ですが、お渡しできなかった分については御提供いただいた方にお戻ししています。

○花輪会長

大瀧課長ありがとうございました。

続きまして施策421についてです。青山委員、担当課の回答に対して何かありますか。

○青山委員

私は、リサイクルプラザ運営協議会の第1回目に参加していました。その後、朝霞市外に出て、また戻ってきたのですが、久しぶりに訪れたときに、雰囲気が少し暗くなっているように感じました。

初期の頃はいろいろなイベントを開催するなど、東洋大学の学生も立ち寄ってくれるような、活気のある場所でした。最近では、広報でもリサイクルプラザの情報をあまり見ていないと感じています。

今は、ネットでもいろいろなサービスを通じて、手軽に商品を交換できる仕組みがあるので、新たな取り組みが必要ではないかと思っています。

私は、環境に関心があり、水切りネットも環境にいいものを探すのですが、生協などにはあるのですが、一般のスーパーではなかなか売られていません。配布でもいいのですが、例えばリサイクルプラザに置くなどをしていただけないかと思っています。

また、リサイクルプラザ運営協議会の初期の頃は、販売なのか配布なのかわかりませんが、石鹸を置いていました。市役所の窓口でも置いていたと思います。

皆さんいろいろな意見があると思うので、市民の声を拾っていただき、リサイクルプラザは他の市にはない場ですので、また明るい場になっていったらいいなと思います。よろしくをお願いします。

○花輪会長

大瀧課長、何かありますか。

○担当課・大瀧資源リサイクル課長

水切りネットの配布につきましては、リサイクルプラザでもお配りしております。配布場所は、クリーンセンター、リサイクルプラザ、本庁舎の総合案内、各出張所、環境推進課、地域づくり支援課の窓口です。

水切りネットは非常に評判が良く、生ゴミの減量化、ゴミ焼却炉の延命化にもつながりますので、今後も続けていきたいと考えています。

一方、水切りネットを作っている業者に問い合わせたところ、小さな会社とのことで、スーパー等に卸すというようなことはやっていないという話も聞いており、基本的に市としては啓発として使っていきたいと考えていますので、御理解をいただければと思います。

○花輪会長

続きまして、施策511に移りたいと思います。

青山委員は追加の質問等がありますか。

○青山委員

何を目的にしているかという部分については納得したのですが、この指標の設定は計画的なものなのか、それとも予算がついたから変えたということなのか詳しく説明していただければと思います。

○担当課・宇野審議監兼まちづくり推進課長

まず、暫定調整区域については、もともと市街化区域に位置しており、比較的農地が多く、計画的な開発が決まっていない地区を、県が市街化調整区域にして、乱開発をしないように都市計画に位置

づけました。その後、埼玉県の思惑通りに区画整理事業が進まず、20年以上経ってもそのまま市街化調整区域となっている区域が朝霞にも多くありました。

そのままではいけないということで、土地の所有者の意見等を聞きながら、市街化区域に再編入するか、市街化調整区域にそのまま残すかということを検討した結果、全地区とも市街化区域に戻すということにしました。

ただ市街化区域に戻すだけではなく、計画的にまちづくりを進めるということで住民の皆様と一緒に地区計画というものを定めました。この目標値の設定にあたっては当時のものすごい意気込みで設定しましたが、今後についてはこれまでの状況等を見ながら、的確な数字に見直したいと考えています。

○花輪会長

それでは、施策531に移ります。

小島委員と青山委員から、公園でのボールの使用禁止について問題提起をいただきました。

小島委員は回答について、御意見等ありますか。

○小島委員

ボールを使用禁止にしている理由は理解できるのですが、公園の近くを通ってみると、利用者が見当たらないというのが現状で、子どもたちはボール遊びができないから公園には行かず、市民センターや児童館の近くで寄り添ってゲームをしているという光景をよく見かけます。

ボール遊びができる区域や時間帯を制限するなどして、ボール遊びができるようにすることはできないのですか。

○花輪会長

渡邊委員は何か御意見等ありますか。

○渡邊委員

私の家の近所にも公園はあるのですが、私の小学校5年生の子どもは公園でボール遊びが禁止されているので、家に帰ってきてゲーム遊びをしています。親としては外に出てほしいという希望がありますが、マンションの目の前でもボール遊びをすることはできないという葛藤があります。

市民満足度アンケートの結果にもボール遊びができないという意見が実際に出ています。ボール遊びが禁止されている理由はよく分かりますが、実験的にやってみた上でうまくいかなかった等、禁止について納得のいく理由があるとありがたいと思います。

○花輪会長

委員からの意見を踏まえて、みどり公園課から何かありますか。

○担当課・松下みどり公園課長補佐

委員からいただいた御意見は市民の方からも多くいただいています。

安全も考えつつ、ボールが使えるようにするという事は、公園の管理者としては難しいところがあるのですが、今現在、ボールが使える公園が市全体で限られている状況は課題であると考えています。意見交換等を行って、試験的に時間帯によってはボールが使えるようにするなどの取組を行うことも含めて、検討をしていきたいと考えています。

○担当課・宇野審議監兼まちづくり推進課長

子どもが公園でボールを使って遊ばせたい方もいらっしゃいますし、公園でボール遊びをすることによる危険を不安に思う方もいらっしゃいますので、ボールを使いたいという方も反対する方もたくさんいらっしゃいます。

現状、公園のルールが、積み上がってしまっていると思います。一旦ルールを決めると、それが積み上がって公園の自由度が低くなり、同時に魅力が下がっているというようなことが起きていると思います。

このことは大きな課題だと認識していて、市だけで解決できる問題ではなく、市民の皆様、地域の方々との協働して、ルール作りをしていかないと、個人的な意見が積み上がって、結果的に公園の魅力がなくなってしまいます。

少しずつではありますが、ルールの改善について検討していくとともに、新たな公園の整備の際は、作るだけではなく、その後の管理やルールなども住民の方と一緒に進めていくような、ワークショップを行いたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○渡邊委員

私達の意見が取り入れられていると感じられ、努力をしてくださっていると思うとアイデアを出してみようという気持ちになるので今の御意見はすごくありがたいです。

また、ラウンドワン等に行くと、ネットが張ってあって、ボール遊びができるようなところがあります。とてもお金がかかることですが、朝霞市は他の市に比べて公園が多くて幸せだと思っているので、今後、公園を作るときには、ネットが張ってあって近所の方に迷惑をかけずに、ボール遊びができる公園が少しでもあれば、朝霞市はいい市だとより感じると思います。

苦情も同じくらいあることも重々わかっているのですが、それを乗り越えてボール遊びができる公園が、一つでも二つでも増えてたらありがたいと思います。

○長谷川副会長

外部評価委員に任命していただいてから長い時間が経つ中で、当初からみどりづくり、公園づくりということについては積極的に発言してきたつもりです。その経験から申し上げますと、朝霞市のみどりづくりは、大変努力をされて、成果を上げていると理解をしています。

特にシンボルロードの整備は、全国的に見ても非常に画期的なことだろうと思います。

ところが残念ながら、それがシティ・プロモーションに活かされていないように感じています。シティ・プロモーション課ができてから2年が経っているので、せっかく作ったシンボルロードをもっとうまく活かして、市外の方々が朝霞を訪れるようにすることによって、地域全体の活性化に繋がっていただければと思います。

それが、住民の方御自身の満足にも繋がると思います。市外から朝霞市に引っ越して来られた方が、朝霞に住んでよかったと感じるのは、みどりづくりと繋がっているのだろうと思っています。そういう意味でせっかくここまで成果を上げられたので、さらに力を入れていただき、朝霞市を全国的のみどりづくりで有名な市にさせていただきたいと思います。

○花輪会長

副会長の御意見に対し、担当課から何かありますか。

○担当課・宇野審議監兼まちづくり推進課長

みどりは人間の感覚を豊かにしてくれる重要なツールだと思っています。シンボルロードについては、公園のように見えますが実は道路で、公園と比べて規制が大きいので、それを比較的使いやすくするような制度の導入を進めています。イベント等に使いやすくしていくとともに、それを市内外に発信し、地域の活性化にも繋がっていきたいと思います。

○花輪会長

たくさんの御意見をいただきました。

皆様からいただいた御意見につきましては、私と副会長で整理した後、皆様に御確認いただきたいと思います。

それでは、以上で議事は終了しましたが、事務局から何か連絡事項はありますか。

○事務局・横田主事

事務連絡が2点ございます。

1点目、本日の意見についてですが、先ほど会長からお話がありましてとおり、本日いただいた御意見は、会長および副会長と整理し、後日皆様に確認いただきたいと存じます。

2点目、第5回の会議についてですが、次回会議は7月28日金曜日、午後2時から市役所別館2階の全員協議会室で行います。事前質問に対する回答は後日お送りいたしますので、先日お送りした資料とあわせてお持ちください。

なお、行政改革の結果検証についていただいた事前質問については、現在所管課で回答を作成しているところです。取りまとめた回答は、会議当日に追加資料としてお配りする予定です。

事務局からは以上です。

○花輪会長

他になければ、以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。